附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下この項において「新運営基準」という。）第五十七条の規定により読み替えて適用する新運営基準第五十六条第二項の規定及び子ども・子育て支援法施行規則第五十九条の二第二項の規定は、この府令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援について適用し、同日前に行われた特定子ども・子育て支援については、なお従前の例による。

○内閣府令第二十六号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第十一章の規定及びカジノ管理委員会事務局組織令（令和元年政令第百三十五号）を実施するため、カジノ管理委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

カジノ管理委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

カジノ管理委員会事務局組織規則（令和元年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（機器技術監督室及び犯罪収益移転防止対策室並びに企画官）	（犯罪収益移転防止対策室及び企画官）
第四条　規制監督課に、機器技術監督室及び犯罪収益移転防止対策室並びに企画官一人を置く。	**第四条**　規制監督課に、犯罪収益移転防止対策室及び企画官二人を置く。
2　機器技術監督室は、次に掲げる事務（総務企画部並びに調査課及び財務監督課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	［項を加える。］
一　カジノ事業の監督に関する事務のうち、カジノ関連機器等に関すること。	
二　カジノ関連機器等製造業等の監督に関すること。	［項を加える。］
3　機器技術監督室に、室長を置く。	
4～6　［略］	2～4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十七号

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第五条第一項（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第十一条第二項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項及び第四項、第八十三条第一項第七号並びに第百二十九条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（投資信託約款の内容の届出）	（投資信託約款の内容の届出）
第六条　法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあっては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあっては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定	**第六条**　［同上］